

「コミュニケーションシステム研究会表彰規定」

1. コミュニケーションシステム研究会委員長賞

1.1. 目的と概要

コミュニケーションシステム研究会委員長賞は、コミュニケーションシステム分野の研究活動を活性化させるため、コミュニケーションシステム研究会で発表された論文の中で、特に優秀な論文を表彰するものである。

1.2. 対象論文

一年（四月研究会から翌年三月研究会まで）の間にコミュニケーションシステム研究会で受け付けて発表された論文であること。特別招待講演・招待講演・依頼講演は対象としない。

1.3. 選考会議

コミュニケーションシステム研究専門委員会委員長を議長とする選考会議にて選考を行う。選考会議の構成員は議長が指名し、コミュニケーションシステム研究専門委員会の承認をもって決定する。

1.4. 選考方法

＜一次審査＞研究発表を聴講したコミュニケーションシステム研究専門委員会の専門委員（委員長，副委員長，幹事，幹事補佐を含む。論文の関係者は含まない）が採点を行う。

採点は下記の点を評価する。

- (1) 研究の新規性
- (2) 研究の有用性，当該分野への影響力
- (3) プレゼンテーションの品質

＜二次審査＞一年間に発表された論文の採点結果を踏まえて，選考会議にて表彰候補論文を選出する。選考会議は，一論文につき三名以上の評価者を，専門委員の中から専門領域を考慮して指名する。指名された専門委員が担当する論文を採点する。採点項目は一次審査と同じとする。

＜最終決定＞選考会議にて，二次審査の結果を踏まえて表彰論文を選出し，本専門委員会に推薦する。専門委員会の承認をもって表彰論文を決定する。

1.5. 表彰件数

毎年数件以内。

1.6. 表彰

原則として毎年七月開催のコミュニケーションシステム研究会において，委員長より表彰盾，および，副賞（賞金10,000円）を代表者に贈呈する。上記にて実施できない場合には，贈呈時期の変更，郵送・送金等により実施する。

2. コミュニケーションシステム研究会奨励賞

2.1. 目的と概要

コミュニケーションシステム研究会奨励賞は、コミュニケーションシステム分野における若手研究者の研究奨励と研究意欲向上のため、コミュニケーションシステム研究会において優れた論文を発表した発表者を表彰するものである。

2.2. 対象者

一年（四月研究会から翌年三月研究会まで）の間にコミュニケーションシステム研究会で受け付けた論文を発表したものであり、発表時に33歳未満であること。特別招待講演・招待講演・依頼講演は対象としない。

2.3. 選考会議

1.3の規定と同じとする。

2.4. 選考方法

<一次審査>研究発表を聴講したコミュニケーションシステム研究専門委員会の専門委員（委員長、副委員長、幹事、幹事補佐を含む。論文の関係者は含まない）が採点を行う。採点は、若手研究者に期待される水準を勘案して、下記の項目を評価する。

- (1) 研究の新規性
- (2) 研究の有用性、当該分野への影響力
- (3) プレゼンテーションの品質

賞の目的を鑑み、研究の完成度よりも、発表者の研究に対する取り組み姿勢を重視して採点する。

<二次審査>一年間に発表された論文の採点結果を踏まえて、選考会議にて表彰候補論文を選出する。選考会議は、一論文につき三名以上の評価者を、専門委員の中から専門領域を考慮して指名する。指名された専門委員が担当する論文を採点する。採点項目は一次審査と同じとする。

<最終決定>選考会議にて、二次審査の結果を踏まえて表彰論文を選出し、専門委員会に推薦する。専門委員会の承認をもって表彰論文を決定する。

2.5. 表彰件数

毎年3件程度。

2.6. 表彰

原則として毎年七月開催のコミュニケーションシステム研究会において、委員長より受賞者へ表彰盾と副賞（賞金10,000円）を贈呈する。上記にて実施できない場合には、贈呈時期の変更、郵送・送金等により実施する。

3. コミュニケーションシステム研究会学生セッション優秀発表賞

3.1. 目的と概要

コミュニケーションシステム研究会学生セッション優秀発表賞は、コミュニケーションシステム分野における学生の積極的な発表を促すことを目的として、電子情報通信学会コミュニケーションシステム研究会における学生セッションにおいて優れた研究発表を行った学生を表彰するものである。

3.2. 対象者

コミュニケーションシステム研究会で受け付けた論文を学生セッションで筆頭著者として口頭発表を行ったものであり、発表時に在学中の28歳未満の学生であること。

3.3. 選考会議

コミュニケーションシステム研究専門委員会委員長を議長とする選考委員会にて選考を行う。選考委員会の構成員は、学生セッションに参加している当該研究専門委員会委員長、副委員長、顧問、専門委員、幹事、幹事補佐のいずれかの資格を持つ者、および議長が特に認めた者（以下、選考委員）とし、選考委員は本賞選定のための投票権を持ち、本賞は選考委員の投票によって決定する。

3.4. 選考方法

選考委員は、優れた発表を3件まで投票にて選定する。学生セッション終了後に投票用紙を回収し、投票結果から上位3件を学生セッション優秀発表賞の候補として選定、選考委員会の承認を持って決定する。投票基準は、下記の項目を評価する。

- (1) 研究の新規性
- (2) 研究の有用性、当該分野への影響力
- (3) 研究の活性化につながる有意義なディスカッション、コミュニティ拡大に貢献

いずれも発表で述べられている内容で判断することとする。賞の目的を鑑み、研究の完成度よりも、発表者の研究に対する取り組み姿勢を重視して投票する。

3.5. 表彰件数

毎年 3 件程度。

3.6. 表彰

原則として毎年七月開催のコミュニケーションシステム研究会において、委員長より受賞者へ賞状と5,000円程度の賞品（楯等）を贈呈する。上記にて実施できない場合には、贈呈時期の変更、郵送・送金等により実施する。

4. コミュニケーションシステム研究会活性化貢献賞

4.1. 目的と概要

コミュニケーションシステム研究会活性化貢献賞は、コミュニケーションシステム分野の研究活動を活性化させることを目的として、電子情報通信学会コミュニケーションシステム研究専門委員会が主催する第1種研究会において、対象期間内に最多の研究報告を行った登壇者を表彰するものである。

4.2. 対象者と対象期間

4月から翌年3月までの1年間を対象期間として、コミュニケーションシステム研究専門委員会が主催する第1種研究会で筆頭著者として、対象期間内に3回以上の口頭発表を行った者とする。

4.3. 選考会議

コミュニケーションシステム研究専門委員会委員長を議長とする選考委員会にて選考を行う。選考委員会の構成員は、当該研究専門委員会委員長、副委員長、幹事、幹事補佐のいずれかの資格を持つ者とし、選考委員は本賞選定のための投票権を持ち、本賞は選考委員の投票によって決定する。

4.4. 選考方法

選考委員は、当該対象期間において3件以上の発表を行った者の中から選定する。期間内に最多の発表を行った者が複数いた場合は、複数件数の表彰は妨げないものとする。

4.5. 表彰

原則として毎年七月開催のコミュニケーションシステム研究会において、委員長より受賞者へ表彰盾と副賞（賞金5,000円）を贈呈する。上記にて実施できない場合には、贈呈時期の変更、郵送・送金等により実施する。賞金総額は、20,000円を上限とし、受賞者が4名以上の場合は、賞金総額を均等配分する。

5. コミュニケーションシステム研究会功労賞

5.1. 目的と概要

コミュニケーションシステム研究会功労賞は、電子情報通信学会コミュニケーションシステム研究専門委員会が主催する研究会活動への貢献に対する労いを目的として、対象期間内に特に貢献した者を表彰するものである。

5.2. 対象者

4月から翌年3月までの1年間を対象期間として、コミュニケーションシステム専門委員会が主催する第1種研究会、第2種研究会、及び、電子情報通信学会ソサエティ大会・総合大会において、多くの研究報告の推薦、座長を含む当日運営、大会・研究会における企画業務に貢献した者とする。

5.3. 選考会議

コミュニケーションシステム研究専門委員会委員長を議長とする選考委員会にて選考を行う。選考委員会の構成員は、当該研究専門委員会委員長、副委員長、幹事、幹事補佐のいずれかの資格を持つ者とし、選考委員は本賞選定のための投票権を持ち、本賞は選考委員の投票によって決定する。

5.4. 選考方法

選考委員は、当該対象期間において6件以上の研究報告の推薦を含み、座長をはじめ研究会の当日運営に貢献の大きかった者から選定する。対象者自身が著者となる研究報告も含まれるが、活性化貢献賞との同時受賞はできないものとする。複数の候補者がいた場合、複数人の表彰は妨げないものとする。

5.5. 表彰

原則として毎年七月開催のコミュニケーションシステム研究会において、委員長より受賞者へ表彰盾を贈呈する。上記にて実施できない場合には、贈呈時期の変更、郵送等により実施する。

2008	年	11	月	6	日	通信方式研究専門委員会制定
2010	年	6	月	10	日	一部改正
2012	年	4	月	26	日	一部改正
2014	年	11	月	6	日	一部改正
2015	年	11	月	12	日	一部改正
2020	年	7	月	3	日	一部改正（学生セッション）
2021	年	4	月	1	日	一部改正
2022	年	6	月	3	日	一部改正
2022	年	12	月	27	日	一部改正（委員長賞、奨励賞）
2023	年	3	月	24	日	活性化貢献賞，功勞賞制定